

私第1029-174号
平成26年3月17日

各私立学校設置者 様
各私立小・中・高・中等教育学校長 様

大阪府府民文化部私学・大学課長

「いじめ防止対策推進法」第28条第1項第2号に係る
「重大事態」への対処について（通知）

標記について、別添事務連絡のとおり文部科学省初等中等教育局児童生徒課から通知がありましたのでお知らせします。

各学校におかれましては、本通知の趣旨を踏まえ、適切にご対応いただきますようお願いいたしますとともに、同法施行（平成25年9月28日）以降に発生したいじめ事案への対処の在り方についても、同法に則った適切な対応がなされているかの確認をお願いします。

なお、文部科学省の通知文中の2月20日付け事務連絡につきましては、各都道府県私立学校主管部課を対象としたものであったので学校には通知しておりませんが、「試案」に対する意見があれば、下記担当までご連絡ください。

また、本通知の全文については、大阪府ホームページ『私立学校（園）向けのお知らせ』に掲載していますので、次のアドレスからご覧いただきますようお願いいたします。

【ホームページアドレス】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/info/index.html>

（参考）過去の通知文書

・平成25年10月17日付け私第1029-110号「いじめ防止基本方針の策定について（通知）」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/info/1029-110tuuti.html>

（お問い合わせ先）

大阪府府民文化部私学・大学課

小中高振興グループ 島田

TEL06-6941-0351 内線4817